

平成25年度 第2回埼玉県公共事業評価監視委員会 会議要旨

1 県土整備部所管事業

道路改築事業 一般国道254号 和光富士見バイパス

委員：一部暫定2車線で供用しているが、今後4車線にして整備をする必要があるのか。

事業課：現在は、第一期整備区間のみの供用であるので渋滞は発生していないが、全線開通した際には、交通量が増加するため、4車線の整備が必要である。

委員：事業期間が37年というのは長すぎる。もっと早く整備を進めるべき事業である。

事業課：過去、事業に対する反対運動があり、用地買収が進まない時期があった。このような中、交通量推計を行い、6車線から4車線に変更するとともに、環境施設帯を設置することで地元への周知を図った。今は一部反対している方もいるが、大部分の方々は事業を早く進めてほしいと賛同している。

委員：便益が半分になっている理由は、マニュアル改訂のみのなのか。

事業課：マニュアル改訂以外に、将来交通量が減少したことによる影響が大きい。前回評価時に比べ、平成42年度の想定される将来交通量が10%減少している。

委員：用地交渉が難航している地権者への対応は、地元の雰囲気が変わるのを待つことが主な対策であるのか。

事業課：難航している理由にもよるが、待つというよりも、積極的に交渉に出向き、難航理由の把握とその解決に努めている。

委員：用地買収をする際はどのような体制で実施しているのか。

事業課：基本的には、地域機関の用地担当職員が行っている。事業の必要性は、技術系の事業担当職員が説明し、個々の補償内容等については、用地担当職員が説明している。

道路改築事業 主要地方道練馬所沢線 下安松工区

委員：都市計画道路東京狭山線の県内最後の未開通区間という理解でよいか。

事業課：県内最後の未開通区間であり、東京都と進捗を合わせて整備を推進している。

委員：市街地の路線には自転車道があった方がよいが、今回対象となっている他の路線には設けないのか。

事業課：この路線については、当初の歩道幅員が2.5mであった。近年、自転車利用が高まっていることから、幅員構成を調整して県の条例で定めた歩道に自転車走行空間を設けるために必要な幅員3.0m以上確保した。

他の路線は当初から、歩道内に自転車走行空間を整備するために必要な歩道幅員3.0m以上が確保されている。

道路改築事業 主要地方道羽生外野栗橋線 桑崎

委員：軟弱地盤である現ルートを選定する必要はあったのか。他のルートであれば、もっとコスト縮減を図ることができたのではないか。

事業課：ルート選定にあたっては、補償物件のない箇所や鉄道との交差、道路構造など総合的に勘案し決定している。一部軟弱な地盤があるが、最も経済的なルートを選定している。

委員：事業期間が延長されると便益が減るのはなぜか。

事業課：供用時期が遅れると、単純価値に割引率4%を引いた0.96を1年ごとに乗じて価値を算出するため、便益が下がることになる。

委員：社会的割引率を考慮して費用、便益を算出することは、妥当なのか。

事業課：国土交通省のマニュアルに従って算出している。

街路整備事業 都市計画道路飯能所沢線 2工区

なし

道路改築事業 一般国道140号 皆野秩父バイパス

委員：道路整備の計画の際に、観光を担当している部署とは協議しているのか。

事業課：観光担当の部署とは、意見交換をしている。秩父地域は広いので様々な観光的要素があり、回遊できるような道路整備を実施する必要がある。皆野秩父バイパスは他の道路の軸となるものである。

委員：人口が多く、交通が混雑している県南と違って、秩父地域のために巨額な費用を使っているように思える。秩父地域へこれだけプラス、ひいては、県にどれだけプラスなのか示していく必要があるのではないか。

事業課：道路の費用対効果の便益は3つの要素しかない。3つの便益だけでもB/Cは1を上まわっている。また地域の軸となる道路の整備は県が担う必要がある。効果の表現方法については今後検討していきたい。

委員：幅員を狭くしたとあるが、走行車線が狭くなっていないか。

事業課：地域高規格道路の構造要件が緩和され、3種2級の道路に変更したもので、通常の国道の規格、幅員であり問題はない。

委員：本事業では観光面の評価が必要なのではないか。道路機能だけの評価だけではなく、その他の枝葉の効果も多くあると思う。

委員：B/Cの算出にマニュアル以外の便益を入れることは望ましくない。B/C以外に、これだけの効果があるといった説明がいいと思う。二重三重の評価は、望ましくない。

委員：コスト縮減意識は資料からも伺える。観光客数がどれくらいあるのかなど、そういった説明を加えれば、もっと説得力があるのではないか。

地すべり対策事業 金崎

委員：地すべりで想定される人身被害額は通院などの積上げでなく、1人当たりで決まった額なのか。

事業課：そうである。

委員：人身被害額には逸失被害と精神的被害があるのか。

事業課：そうである。逸失被害は生存していれば得られたであろうという収入、精神的被害は遺族などの悲しみに対する慰謝料などの費用である。

委員：1人当たりの精神的被害額2億円は高いのでは。

事業課：国土交通省のマニュアルに示されている値を用いている。

委員：15戸を移転した方がよいのでは。危険なところに住むのは自己責任なのではないか。

事業課：土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定を行い、できるだけ危ない所に住まないよう住民を誘導しているが、そこに生活する権利もあるため、強制的に移転させるという訳にはいかない。

人的被害の他にも中学校や公民館などの公共施設があり、これらの施設を保全する効果もある。

委員：実際に崩れた場合、復旧に大きな費用がかかる。それらを積み上げればよいのでは。

事業課：その通りである。しかし、算出には詳細な調査が必要となるため、今回は計上していない。

委員：地すべりの影響範囲は荒川を越えてしまうのか。

事業課：そうである。地形を考慮して影響範囲を設定している。

委員：対策工の集水井に集まった水は、ポンプを使用して排水しているのか。

事業課：パイプで集め、集水井の最下段から荒川に自然に流れるようにしている。

委員：1人当たりの精神的被害額はマニュアルの値を用いているということなので、この場では議論しない。マニュアルに書かれている内容について、後日教えてほしい。

事業課：了解した。